

生態リスク初期評価結果一覧 (17物質)

番号	CAS番号	物質名	有害性評価 (PNECの根拠) (注1)			アセスメント係数 (注1)	予測無影響濃度 PNEC (µg/L) (注1)	予測環境中濃度 PEC (µg/L) (注1, 2, 3)	PEC/PNEC比 (注1, 2, 3)	PEC/PNEC比による判定 (注1, 4)	評価結果 (注1, 4, 5)	過去の公表 (注6)
			生物種	急性/慢性	エンドポイント							
1	79-10-7	アクリル酸	藻類 緑藻類	慢性	NOEC 生長阻害	10	3	2.8 ----- < 0.1	0.9 ----- < 0.03	▲	▲	第3次
2	141-78-6	酢酸エチル	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	10	240	< 0.38 ----- < 0.38	< 0.002 ----- < 0.002	○	○	
3	110-83-8	シクロヘキセン	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	7.4	0.013 ----- 0.00034	0.002 ----- 0.00005	○	○	第8次
4	534-52-1	4,6-ジニトロ- <i>o</i> -クレゾール	甲殻類 ミジンコ	急性	EC ₅₀ 遊泳阻害	100	1.5	0.068 ----- 0.016	0.05 ----- 0.01	○	○	
5	6165-51-1	1,4-ジメチル-2-(1-フェニルエチル)ベンゼン	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	10	0.9	0.017 ----- < 0.0021	0.02 ----- < 0.002	○	○	第9次
6	7440-45-1 (セリウム)	セリウム及びその化合物 (セリウムとして) (ナノ材料としての評価を除く)	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	0.057	0.96 ----- 0.14	17 ----- 2	■	■	
7	120-61-6	テレフタル酸ジメチル	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	17	----- ----- -----	----- ----- -----	×	○	第4次
8	76-06-2	トリクロロニトロメタン	藻類 緑藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	< 0.00032	< 0.03 ----- -----	----- ----- -----	×	▲ (注7)	
9	62-75-9	<i>N</i> -ニトロソジメチルアミン	甲殻類 ヨコエビ属	急性	LC ₅₀ 死亡	1,000	280	----- ----- -----	----- ----- -----	×	○	
10	123-31-9	ヒドロキノン	藻類 緑藻類	慢性	NOEC 生長阻害	100	0.015	0.046 ----- 0.058	3 ----- 4	■	■	第5次
11	91-76-9	6-フェニル-1,3,5-トリアジン-2,4-ジアミン	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	19	0.012 ----- 0.0098	0.0006 ----- 0.0005	○	○	
12	90-12-0	1-メチルナフタレン	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	2.2	0.0046 ----- 0.0031	0.002 ----- 0.001	○	○	第2次
13	91-57-6	2-メチルナフタレン	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	100	2.3	0.009 ----- 0.0047	0.004 ----- 0.002	○	○	
14	101-77-9	4,4'-メチレンジアニリン	甲殻類 オオミジンコ	慢性	NOEC 繁殖阻害	10	0.53	0.0098 ----- 0.011	0.02 ----- 0.02	○	▲ (注8)	第7次
15	5124-30-1	メチレンビス(4,1-シクロヘキシルン)=ジイソシアネート	(-)	(-)	(-)	(-)	(-)	(-) ----- (-)	(-) ----- (-)	(-)	(-)	
16	108-90-7	モノクロロベンゼン	魚類 メダカ	慢性	NOEC 成長阻害	100	2.5	0.2 ----- 0.03	0.08 ----- 0.01	○	▲ (注9)	パイロット事業
17	7439-98-7 (モリブデン)	モリブデン及びその化合物 (モリブデンとして)	魚類 ニジマス	慢性	NOEC 死亡/成長阻害	10	≥ 1,700	87 ----- 20	≤ 0.05 ----- ≤ 0.01	○	▲ (注10)	

- (注1) (-) : 評価の対象外、あるいは評価を実施しなかった場合を示す
- (注2) - : PECが設定できなかった場合、あるいはPEC/PNEC比の算出ができなかった場合を示す
- (注3) 実測値に基づくPEC、及びPEC/PNEC比の上段は公共用水域(淡水)、下段は公共用水域(海水)
- (注4) ○ : 現時点では作業は必要ない、▲ : 情報収集に努める必要、■ : 詳細な評価を行う候補、× : 現時点では生態リスクの判定はできない
- (注5) 生態リスク評価分科会において関連情報を総合的に勘案した判定を示した
- (注6) 再評価物質については、過去において第何次のとりまとめで公表したかを示した
- (注7) PEC/PNECを算出できなかった物質 : 環境中への排出状況を踏まえたばく露情報取得の必要性を考慮した
- (注8) 他の物質の分解によるばく露の可能性を考慮した
- (注9) PRTRデータを用いた濃度予測結果を考慮した
- (注10) 3生物群(藻類・甲殻類・魚類)以外の生物種への毒性を考慮した